

国立大学法人京都教育大学学長解任規程

平成16年 4月 5日 制 定
令和 5年 3月13日 最終改正

(目 的)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条第5項の規定に基づく国立大学法人京都教育大学学長（以下「学長」という。）の解任の申出（以下「学長解任の申出」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(学長解任の申出)

第2条 学長解任の申出は、国立大学法人京都教育大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）の審査（以下「学長解任の審査」という。）の結果に基づき、学長が次の各号の一に該当すると認められる場合に限り行うことができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。
- 三 職務の執行が適当でないため国立大学法人京都教育大学の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き職務を行うことが適当でないと認められるとき。
- 四 国立大学法人京都教育大学学長選考規程（以下「学長選考規程」という。）第4条の規定に照らして学長たるに適しないと認められるとき。

(学長解任の審査)

第3条 学長選考・監察会議は、次の各号いずれかに該当する場合は、学長解任の審査を行う。

- 一 学長選考・監察会議が、学長が前条各号の一に該当すると認めるとき。
 - 二 経営協議会又は教育研究評議会の過半数により学長解任が議決され、かつ経営協議会と教育研究評議会の合同会議（以下「合同会議」という。）の構成員の3分の2以上の連署を以て、その代表者から学長選考・監察会議に対し、学長解任の申出の請求があったとき。
 - 三 学長選考規程第8条第2項に掲げる者の3分の2以上の連署を以て、その代表者から学長選考・監察会議に対し、学長解任の申出の請求があったとき。
- 2** 学長選考・監察会議は、前項の審査を行うにあたっては、当該審査を受ける学長に対し、審査の事由を記載した説明書を交付するとともに、弁明の機会を与えなければならない。
- 3** 学長選考・監察会議は、前項の審査の結果に基づき学長解任の申出を決定するには、学長選考・監察会議構成員の3分の2以上の同意を以て行わなければならない。

(審査結果の公表)

第4条 学長選考・監察会議は、前条による審査の結果を学長に通知するとともに、公表するものとする。

(文部科学大臣への申出)

第5条 学長選考・監察会議は、前条により学長の解任を決定したときは、文部科学大臣に学長解任の申出を行うものとする。

(雑 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第32号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。